

あま市人権施策推進審議会会長の選出

1 規 定

あま市人権施策推進審議会規則（抜すい）

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

2 推 薦

あま市人権施策推進審議会には、あま市人権施策推進審議会規則第4条の規定により会長を置くこととしております。また規則第4条の規定により、委員の任期は1年となっており、本審議会にて会長の選出を行う必要がございます。

事務局として、前年度もあま市人権施策推進審議会の会長として尽力され、経験も豊富であり、かつ会議の継続性ということを踏まえ、鈴木正夫委員を会長に推薦いたします。

3 選 任

鈴木正夫委員を会長とすることについて、別紙「書面議決書」により押印のうえ回答をお願いいたします。承認しない場合につきましては、別に推薦する委員の氏名を御記入ください。

別 紙

令和2年4月 日

あま市長 村上 浩司 殿

あま市人権施策推進審議会委員

印

書 面 議 決 書

私は、下記事項について書面をもって回答いたします。

記

あま市人権施策推進審議会会長の選出について

- ・承認する
- ・承認しない 【 委員を推薦】

この会議を公開としてよろしいか。(はい ・ いいえ)